

# 遺産分割協議書の作成方法 (作成部数、契印・割印・捨印)

---

# 1. 遺産分割協議書の作成部数

遺産分割協議書を作成する部数については、相続人の人数分を作成して、相続人全員が、各自原本を保管しておくのが一般的です。

それは、遺産分割協議書に書かれている内容を実行しない相続人がいた場合、対抗するためには遺産分割協議書の原本が必要だからです。

そのため、自分が署名押印した遺産分割協議書については、同じ原本1通を所持することが必要となります。

また、遺産分割協議書には、署名した相続人全員の印鑑証明を添付する必要があります。

例えば、相続人が3人いた場合、遺産分割協議書を3通作成し、印鑑証明書も各自が3通取得することになります。

そして、相続人全員が押印した遺産分割協議書1通と、相続人全員の印鑑証明書1通ずつ保管することとなります。

## (1) 遺産分割協議書の原本の必要部数

### ① 遺産分割協議書の原本1通のみ

遺産の金額が少額であったり、相続人同士で後々問題になることがないことが確実な場合は、遺産分割協議書の原本1通だけ作成することもあります。

この場合、遺産分割協議書1通だけ作成して、印鑑証明も相続人全員分を各自1通分だけ取得します。

そして、代表相続人が原本を保管し、相続手続を進めることとなります。

他の相続人は、遺産分割協議書と印鑑証明書のコピーを保管することとなります。

銀行手続や不動産相続登記手続では、原本は返還してもらえるので、最終的には代表相続人が原本を保管することになります。

- ② 相続人ごとに「遺産分割協議書」を作成  
必ずしも1通の遺産分割協議書に相続人全員が署名・押印  
する必要はありません。

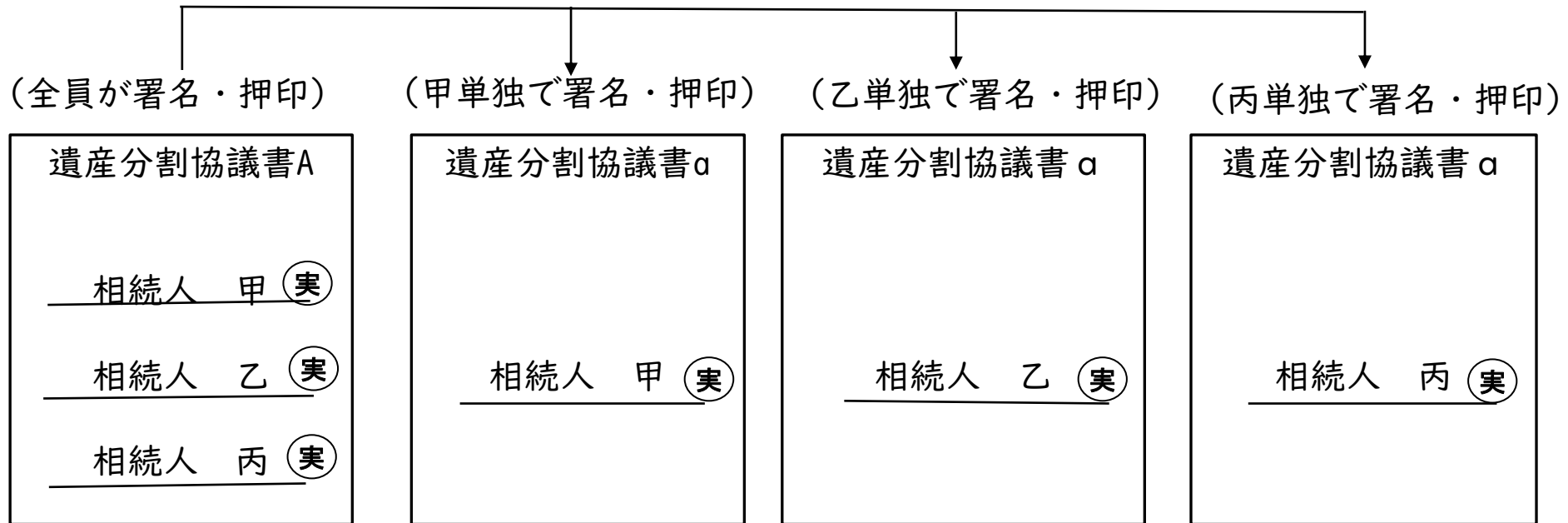
同一内容の遺産分割協議書に各相続人が単独で署名・押印  
しても協議書は成立します。例えば、共同相続人が3人の場  
合、3通の遺産分割協議書ができることとなります。

この方法は、次のような事情で1枚の遺産分割協議書を持  
ち回りして相続人全員が署名・押印することが困難な場合に  
利用されています。

- ・顔を合わせたくない人がいる
- ・相続人に住所を知られたくない人がいる
- ・多数の相続人がいて、返却が滞る
- ・海外に在留している相続人がいる

このように、相続人ごとに同じ内容の遺産分割協議書に相続人単独で署名・押印し、印鑑証明を1通添付すれば、前述の課題は解決します。

相続人が多数で遠方に住んでいる場合など、持ち回りするところかで止まってしまう場合もあり、個別に単独で署名するほうが確実であると思います。



## 2. 遺産分割協議書の押印方法

遺産分割協議書には、相続人全員が実印を押します。

実印とは、居住する市区町村の役所に印鑑登録をした印鑑のことです。

実印を持っていない人は、登録用のハンコを用意して印鑑登録すれば、そのハンコが実印になります。

押印した印が実印であることを証明するため、相続人全員の印鑑証明を取得する必要があります。

また、遺産分割協議書に押す印には、契印、割印、捨印の3種類があります

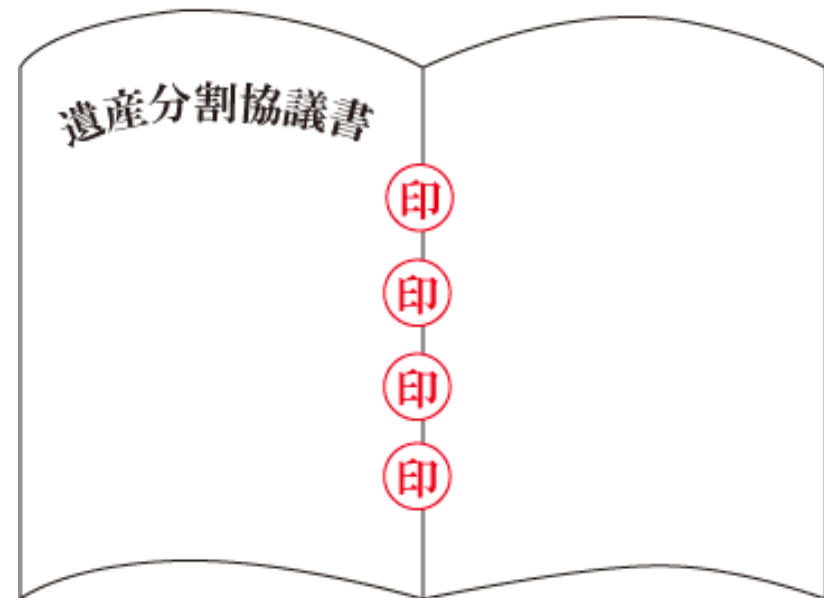
## (1) 契印（遺産分割協議書が複数枚数になった場合の対処）

契印とは、遺産分割協議書が、複数ページになる場合に、ページとページの見開き部分にまたがるように押す印のことです。

契印が必要な理由は、遺産分割協議書のページが勝手に増やされたり、抜き取られたりといった不正が行われないようにするためです。

また、ページの順番とつながりが間違わないようにする役割もあります。

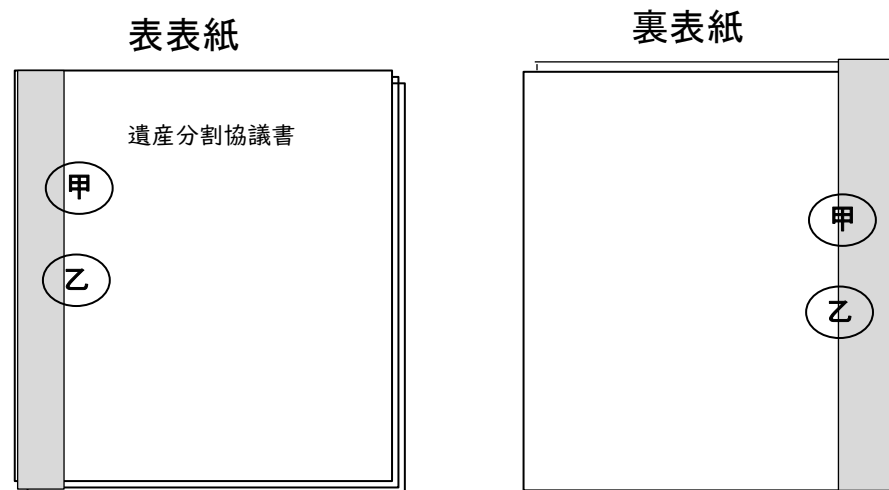
契印の押し方は、図で示したように、ページとページの見開き部分に左右均等にまたがるように相続人全員が印鑑を押します。全ての見開き部分に、全員が契印を押す必要があります。



- ① 製本をすれば製本箇所のみ（表・裏表紙）に押印すれば足りる契印は、遺産分割協議書の全てのページ見開きに相続人全員の印を押すものですから、手間がかかります。

しかし遺産分割協議書が製本されていけば、表表紙と裏表紙の2箇所契印するだけで済みます。

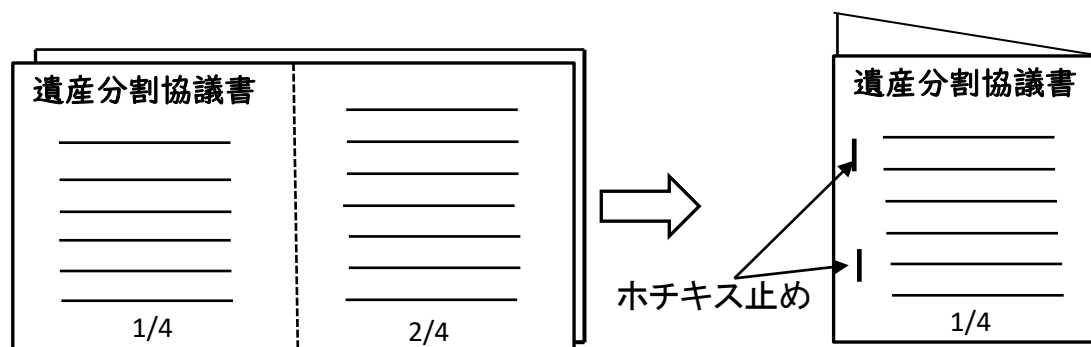
やり方は、表表紙と製本テープ、裏表紙と製本テープそれぞれの境目に相続人全員の契印を押せばOKです。





## ② 製本方法

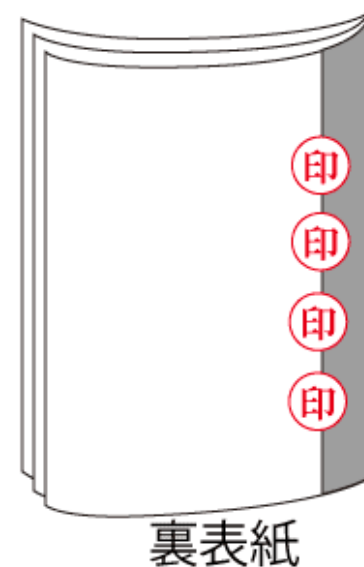
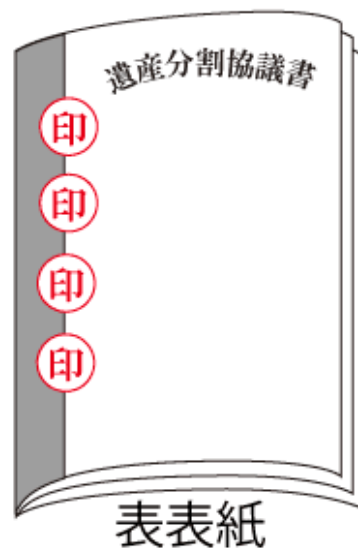
A 4が複数ある場合、  
A 3で1枚にまとめて  
印刷し半分に折ってA  
4版2頁にして綴じて  
製本します。



製本方法は、ホチキスと製本テープを用  
意します。どちらも100円ショップ(10枚入り)で入手できます。

遺産分割協議書を1部ず  
つホチキスで綴じたら、  
綴じた部分に製本テープ  
を貼ります。

製本テープは、印鑑の色  
がはっきりわかるように  
白色がおすすめです。



## (2) 割印

遺産分割協議書が複数の場合、同一内容として繋がっていることを証明するのが割印です。

割印が必要な理由は、不正防止です。全ての遺産分割協議書にまたがるように印を押しておけば、改ざんは難しくなります。

割印の押し方は図のとおりです。

図で示したように、全ての遺産分割協議書を少しずつらしてならべ、全文書にまたがるように押印します。

割印を省略しても無効にはなりません。



① 契印・割印を失敗した時の対処方法

契印・割印や署名捺印欄に押す実印がかすれたり、にじんだりした場合、二重訂正線は引かないように注意してください。

かすれたり、にじんだりした印影に重なるように実印を押し、すぐ横にはっきりした実印を押しします。

《例》



### (3) 捨印

捨印とは、文章の訂正が必要になったときのために、事前にページの余白に押印しておく印のことです。

#### ① 訂正印と捨印の違い

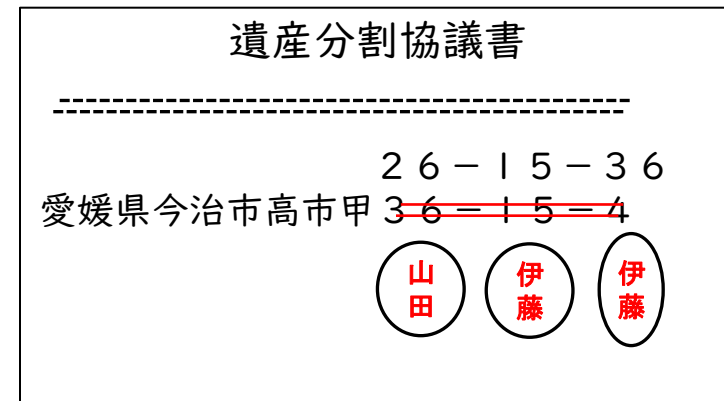
間違いの内容が誤字脱字等の軽微な記載ミスであった場合の訂正方法には「訂正印」と「捨印」の2種類があります。

#### 《訂正印》

文書の一部を訂正したいときに押す印のことを「訂正印」と言います。

訂正印を使った訂正方法は、誤りがある箇所を二重線で消し、その上に正しい文字を記入して二重線の上又は二重線の近くに押印します。

また遺産分割協議書に署名押印した印鑑と同じ印鑑を使って訂正をします。さらに訂正印は相続人全員の押印が必要となります。書き損じをした相続人のみの押印では訂正の効力は生じません。



## 《捨印》

書面の欄外に押印しておくことで訂正印として使うことができます。捨印を使った訂正は、誤りがある箇所を二重線で消し、その上に正しい文字を記入して捨印の近くに「○文字削除 ○文字追加」というように二重線で消した文字数と追加した文字数を記入します。訂正印と同様に**相続人全員**の捨印が必要となります。

### 《文字の修正》

山田	伊藤	伊藤
7字抹消	捨印の近くに削除した文字数	
8字追加	と訂正した文字数字を書く	
遺産分割協議書		
-----		
愛媛県今治市高市甲 <del>36-15-4</del>		
26-15-36		

### 《文字を書き加える》

山田	伊藤	伊藤
1字追加	Vの上に追加たい文字を書き	
	隣に書き加えた文字数を書く	
遺産分割協議書		
-----		
市		
愛媛県今治高市甲 36-15-4		

## ② 遺産分割協議書に捨印を押す危険性

捨印で訂正する内容は、誤字・脱字など簡易な内容に限り、原則書き直すことが望ましい。

捨印を押すと自分の手から離れた後でも訂正ができてしまうので、遺産分割協議の内容が書き換えられてしまうのではないかと不安があります。

捨印でどこまで内容を変更できるかについての明確な規定はなく、他の相続人による悪用の可能性が絶対には言い切れません。

しかし、捨印で訂正できるのは軽微な記載ミスとされており、遺産分割の内容を変えてしまうような訂正は許されません。万が一、話し合ったものと異なる内容に書き換えられてしまった場合には遺産分割協議が無効であると主張することができます。

また、捨印による訂正が軽微な記載ミスでない場合にはそもそも関係機関が受理しない可能性が高いと思われます。